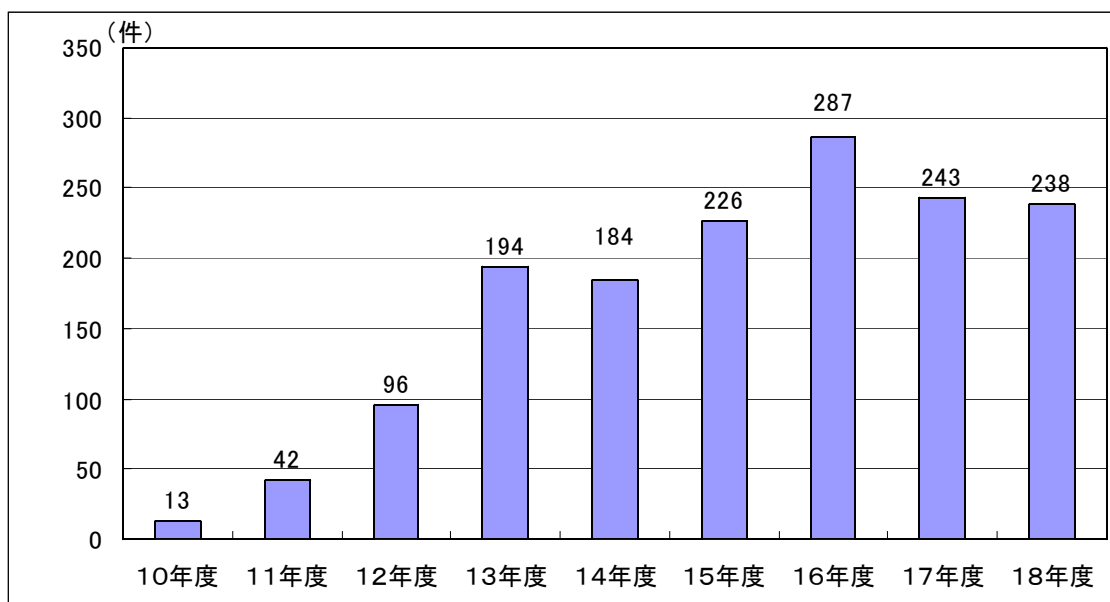


7 家庭への立入調査

児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査は、児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができるものである。

平成18年度に立入調査した件数は238件であった。

年 度	件 数
平成16年度	287 件
平成17年度	243 件
平成18年度	238 件



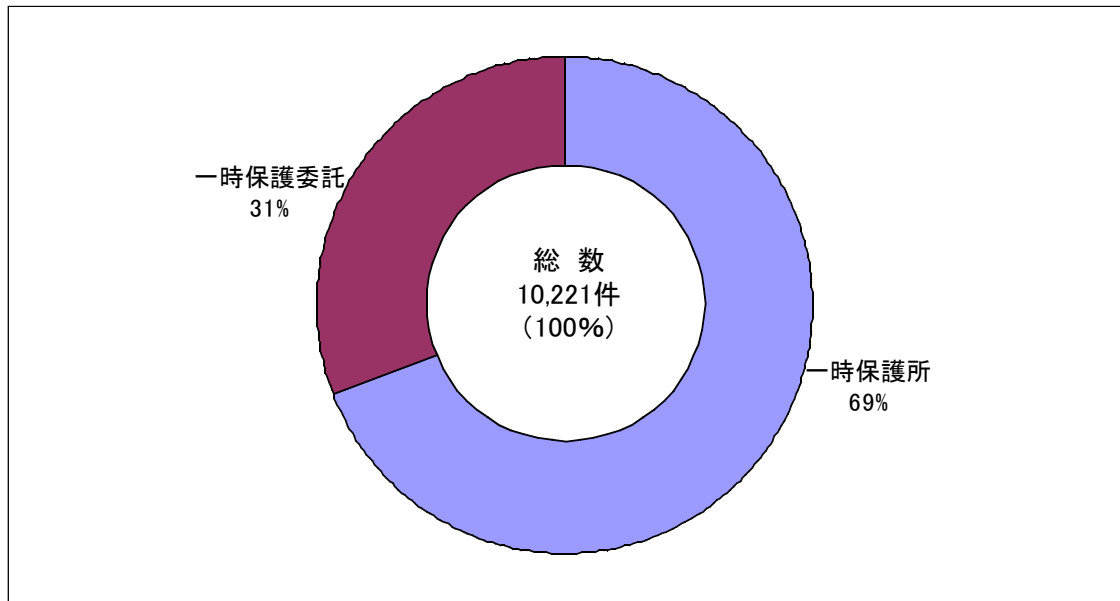
8 一時保護

児童福祉法第33条に規定する一時保護は、児童福祉法第27条に規定される施設入所等の措置をとるに至るまで、子どもを一時保護所に一時保護し、または児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することができるものであり、虐待、放任等の理由により家庭から一時引き離す必要がある場合等に行われる。なお、一時保護所は全国に117か所設置されている（平成19年7月現在）。

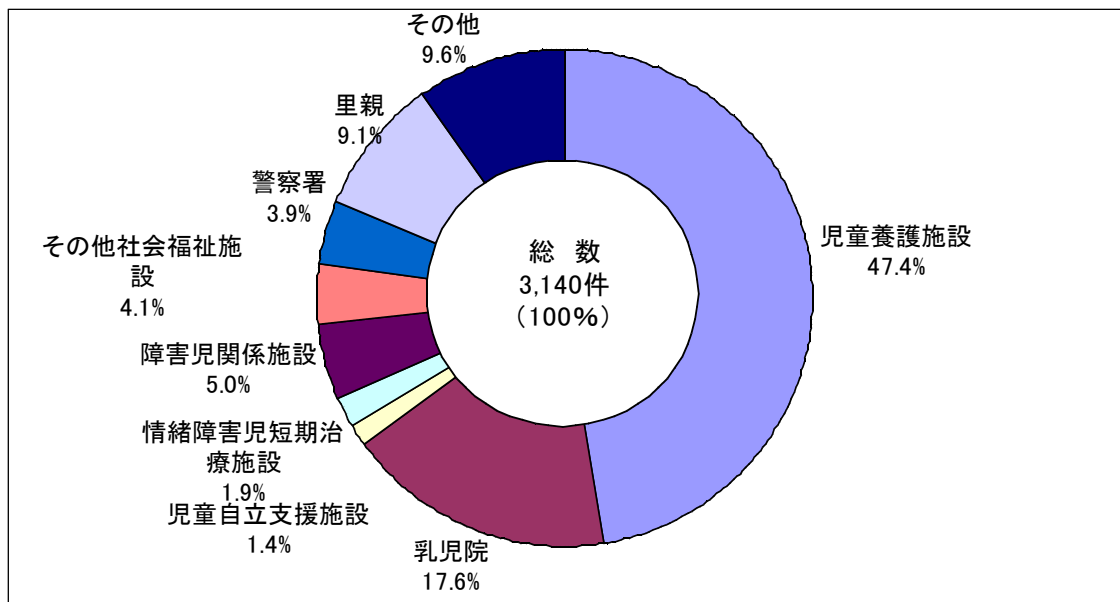
平成18年度の一時保護件数は10,221件であり、前年度に比べ約13%の増加となっている。そのうち一時保護委託については3,140件であり、なかでも児童養護施設への委託が1,488件（47.4%）と一時保護委託の半数近くを占めている。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一時保護所	6,214	6,412	7,081
一時保護委託	2,213(100%)	2,631(100%)	3,140(100%)
児童養護施設	1,143(51.6%)	1,362(51.8%)	1,488(47.4%)
乳児院	343(15.5%)	472(17.9%)	552(17.6%)
児童自立支援施設	44(2.0%)	28(1.1%)	43(1.4%)
情緒障害児短期治療施設	35(1.6%)	47(1.8%)	59(1.9%)
障害児関係施設	126(5.7%)	123(4.7%)	157(5.0%)
その他社会福祉施設	27(1.2%)	48(1.8%)	130(4.1%)
警察署	81(3.7%)	110(4.2%)	124(3.9%)
里親	185(8.4%)	209(7.9%)	286(9.1%)
その他	229(10.3%)	232(8.8%)	301(9.6%)
計	8,427	9,043	10,221

一 時 保 護



一 時 保 護 委 託



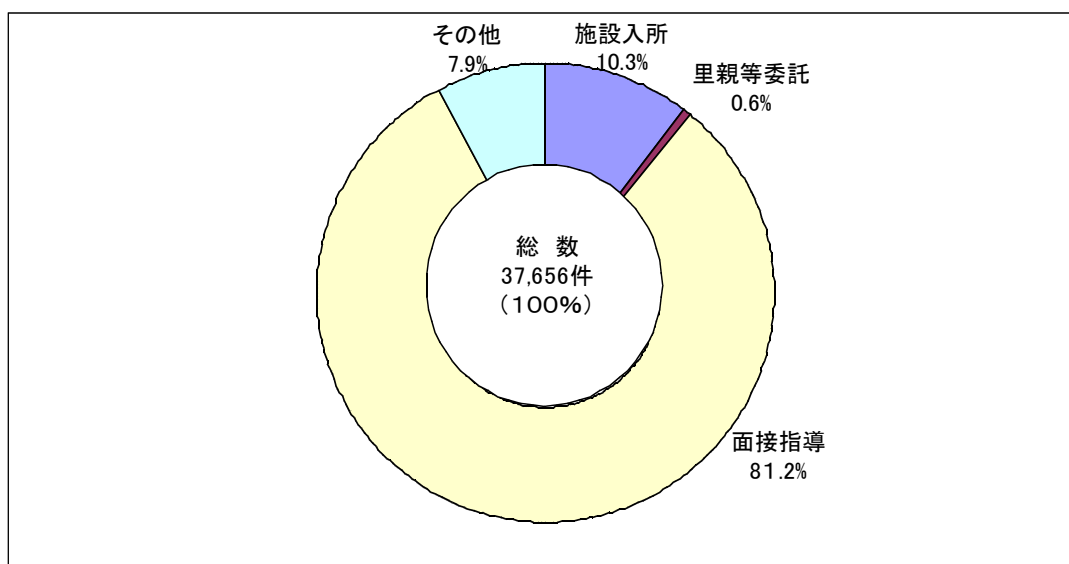
9 虐待相談の対応状況

虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が30,566件（81.2%）と最も多く、施設入所については約1割の3,874件となっている。施設入所の内訳は、児童養護施設が2,603件（67.2%）と最も多くなっている。

	総 数	施設入所	里親等委託	面接指導	その他
平成 16 年度	(100%) 33,476	(10.6%) 3,527	(0.7%) 243	(81.4%) 27,251	(7.3%) 2,455
平成 17 年度	(100%) 34,531	(10.4%) 3,621	(0.7%) 243	(81.3%) 28,070	(7.5%) 2,597
平成 18 年度	(100%) 37,656	(10.3%) 3,874	(0.6%) 251	(81.2%) 30,566	(7.9%) 2,965

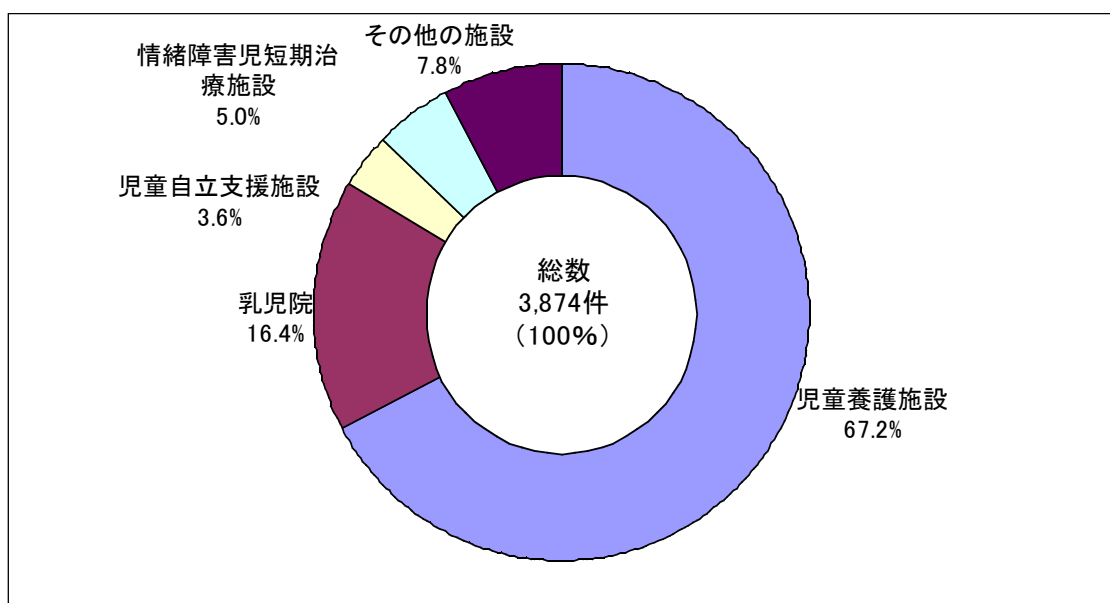
(※1 ひとつの事例に対して複数の処理をした場合は複数計上とした。)

(※2 その他は、児童委員指導、福祉事務所送致、訓戒・誓約など)



● 施設入所の内訳

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
児童養護施設	2,405 (68.2%)	2,487 (68.7%)	2,603 (67.2%)
乳児院	602 (17.1%)	619 (17.1%)	637 (16.4%)
児童自立支援施設	123 (3.5%)	130 (3.6%)	138 (3.6%)
情緒障害児短期治療施設	155 (4.4%)	148 (4.1%)	193 (5.0%)
その他の施設	242 (6.8%)	237 (6.5%)	303 (7.8%)
計	3,527 (100%)	3,621 (100%)	3,874 (100%)



10 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）・第33条の6（家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求）関係の請求・承認件数

平成18年度における28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）に基づく請求件数は185件、承認件数は163件であり、年々請求件数に占める承認件数の割合が増加している。

年 度	事 項	法第28条による施設入所措置の承認申立	法第33条の6による親権喪失宣告の請求
平成16年度	請求件数 承認件数	186 147 (79%)	4 1
平成17年度	請求件数 承認件数	176 147 (84%)	2 2
平成18年度	請求件数 承認件数	185 163 (88%)	3 2

※（ ）は請求件数に対する承認件数の割合

(注) 児童福祉法第28条では、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、施設入所の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができることを規定している。

また第33条の6では、親権者が児童等に対して、その親権を濫用し、又はいちじるしく不行跡であるときは、児童相談所長が親権喪失の請求を家庭裁判所に対して行うことができることを規定している。

28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）に基づく請求・承認件数

